

(1) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和3年1月4日

鳥取県知事 平井伸治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

鳥取市 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を5割とし、県は、損害賠償金81,950円を支払うものとすること。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和元年12月9日

(2) 事故発生場所

鳥取市徳尾地内

(3) 事故の状況

鳥取県鳥取警察署所属の職員が、公務のため普通特種自動車（パトカー）を運転中、

片側二車線道路の外側車線に進路変更した際、左後方の安全確認が不十分であったため、後方から進行してきた和解の相手方所有の軽乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。